

令和 8 年 8 月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和 8 年 8 月 3 1 日（木）午前 9 時 3 0 分～午前 1 0 時 2 0 分

2. 場 所

河内長野市役所 7 階 行政委員会室

3. 出席委員

小川教育長、嘉名教育長職務代理者、大矢委員、河野委員、小山委員

4. 8 月定例教育委員会会議録署名委員

教育長、嘉名教育長職務代理者、河野委員

5. 事務局出席者

尾西教育推進部長、生田教育推進部教育監、古城教育総務課長、篠崎学校教育課長、西川学校教育課参事、濱田社会教育第 1 課長、山本社会教育第 2 課長、太田社会教育第 2 課参事、松村教育総務課長補佐、早川教育総務課主幹

6. 会議要録

開 会

小川教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和 8 年 8 月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

小川教育長

前回の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。

特にご異議等がありませんでしたので、会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

小川教育長

8月の会議の会議録の署名は、私のほかに嘉名教育長職務代理者と河野委員にお願いします。

嘉名教育長職務代理者、河野委員

了解しました。

(3) 教育長報告

小川教育長

次に教育長報告にうつります。

令和8年7月30日から令和8年8月30日までの間の活動の主なものを申し上げます。

まず、7月30日木曜日は、定例教育委員会会議に出席しました。

31日金曜日は、学びの森開村式に出席しました。天見公民館講座を体験視察しました（天見小学校）。天見小学校星空観察会を視察しました。

8月2日日曜日は、学びの森閉村式に出席しました。南花台夏祭りを視察しました（南花台小学校跡地）。

4日火曜日は、奨学生選考委員会に出席しました。

5日水曜日は、モックルカレーレシピコンテスト候補試食を行いました（給食センター）。

6日木曜日は、平和登校を視察しました（千代田中学校）。学習支援事業を視察しました（フォレスト三日市）。重層的支援研修に出席しました。局部長会議に出席しました。教職員初任者研修で挨拶を行いました（滝畑ふるさと文化財の森センター）。

7日金曜日は、教職員初任者人権研修を視察しました（ノバティホール）。長野高等学校ワークショップ発表会を視察しました（長野高等学校）。教職員初任

者人権研修フィールドワークで挨拶を行いました（富田林市人権協議会）。スぺランツァ大阪中間報告会に出席しました（スイスホテル）。

8日土曜日は、大阪・お城フェス2026を視察しました（グランフロント大阪）。子ども体験教室を視察しました（キックス）。薬師奉りを視察しました（岩瀬・薬師寺）。

9日日曜日は、ラブリーミュージカルを観覧しました（ラブリーホール）。

10 日月曜日は、鎌倉市立由比ガ浜中学校を視察しました（現地、鎌倉市役所）。

12 日水曜日は、奥河内ラジオに出演しました。

14 日金曜日は、府都市教育長協議会に出席しました（アウィーナ大阪）。

16 日日曜日は、日野盆踊りを視察しました（みのでホール）。

18 日火曜日は、秋の交通安全運動合同連絡会議に出席しました。

19 日水曜日は、府議会各会派との府政要望に関する意見交換会に出席しました（大阪府庁）。

20 日木曜日は、学校保健会で挨拶を行いました。林芳正総務大臣との意見交換会に出席しました（富田林市）。

21 日金曜日は、エグゼクティブ研修に出席しました（オンライン）。

22 日土曜日は、青少年指導員連絡協議会ジュニアキャンプ開村式に出席しました。

23 日日曜日は、「みんなの給食ものがたり」企画展を視察しました（ふるさと歴史学習館）。青少年指導員連絡協議会ジュニアキャンプ閉村式に出席しました。

24 日月曜日は、政策検討会議に出席しました。

25 日火曜日は、全員協議会に出席しました。

26 日水曜日は、校長会に出席しました。庁議に出席しました。

27 日木曜日は、長野高等学校カーメル市訪問報告会に出席しました。

29 日土曜日は、SAKAS 南花台現場見学会を視察しました。以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

小川教育長

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

小山委員

8月21日金曜日は、エグゼクティブ研修に出席しました（オンライン）。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではこれで教育委員報告を終わります。

(4) 議事（要旨）

小川教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第20号、「河内長野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」説明をお願いします。

篠崎学校教育課長

議案第20号「河内長野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案書は3ページから5ページを、議案説明資料は2ページから5ページをご覧ください。

今回の改正の主な内容は、大きく2点でございます。

1点目は、学校教育法の一部改正に伴う「主務教諭」の規定の整備についてです。今年度より、国において主幹教諭・指導教諭と一般教諭の間に、新たな職階として「主務教諭」が位置づけられることとなりました。大阪府においてもこれを受けて来年度より運用が開始される予定であり、これに合わせる形で、今年度中に本市の規則においても「主務教諭」に関する規定を整備するものでございます。

2点目は、学校運営協力員に関する規定の削除についてです。本市ではこれまで、校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べる制度として、学校評議員制

度に基づく「学校運営協力員」を委嘱してまいりました。

その後、市内全ての小中学校への「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」の設置が進み、平成 24 年に全小学校、そして令和 3 年には全ての中学校への設置が完了いたしました。

これにより、学校運営協力員が担ってきた機能や役割は、すでに学校運営協議会に包含され、発展的に解消されております。本来であれば令和 3 年の全中学校設置完了のタイミングで整理すべきところでしたが、今般、規定の整理を行うものでございます。

説明は以上でございます。何卒ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小川教育長

この件につきまして何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第 20 号「河内長野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を承認いたします。

小川教育長

議案第 21 号「令和 8 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について」説明をお願いします。

古城教育総務課長

それでは、議案第 21 号「令和 8 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について」ご説明申し上げます。

議案書につきましては 6 ページを、議案説明資料につきましては 6 ページを、あわせて別冊 1 の「議案第 21 号関係資料 令和 8 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について（教育委員会関係抜粋）」をご覧ください。

本件は、令和 8 年 9 月市議会に提案予定の令和 8 年度河内長野市一般会計補正予算（案）のうち、教育事務に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、市長より意見を求められたものです。

今回説明いたします補正予算の関係課といたしましては、教育総務課、社会教育第 1 課、および社会教育第 2 課となります。各課より順次ご説明いたします。

それでは、別冊 1 の 12 ページをお願いいたします。

1. 歳入歳出予算の補正をご覧ください。今回の補正は、本年度第 3 号補正となっております。教育費を含む一般会計全体で、補正額は 2,666 万 6,000 円でございます。

はじめに、教育総務課より説明いたします。13 ページをお願いいたします。（a）歳出予算補正をご覧ください。

（款）10. 教育費、（項）2. 小学校費、（目）1. 小学校運営費の学校施設管理事業において、工事請負費 1,877 万 2,000 円を計上しております。

これは、千代田小学校のプール施設におけるシート防水の劣化に伴う改修工事を実施するためのものでございます。

実施理由といたしましては、プール槽の躯体に支障はないものの、シート防水の劣化により、躯体と防水層の間に水が入り込み、防水シートや FRP を大きく押し上げてプール底面が浮き上がっている状態でございます。これまでは排水溝の浮き上がっている部分の押さえなど、部分的な補修で対応してまいりましたが、シート全体の浮き上がりが進行しているため、部分補修では対応できず、全面的な改修工事を行わなければならない状況となりました。また、令和 9 年度のプール事業開始に間に合わせるため早期の完了が急がれることから、今回の補正で工事費を計上するものでございます。

次に、（b）歳入予算補正の歳入をご覧ください。事業費の財源につきましては、財政調整基金繰入金（財政調整基金取り崩し金）で 1,877 万 2,000 円を計上しております。

教育総務課からの説明は以上でございます。

濱田社会教育第 1 課長

引き継ぎまして、社会教育第 1 課より説明させていただきます。同じく別冊 1 の 1 2 ページをご覧ください。

2. 債務負担行為の補正についてです。市民交流センター等総合管理業務委託料につきまして、人件費や物価高騰の影響等により、当初の執行予定額を上回る見込みとなったため増額するものでございます。

こちらは、令和 9 年度の市民交流センター総合管理業務を 4 月 1 日から執行する関係で、前年度である令和 8 年度中に契約や調整等を行う必要がございます。そのため、年度をまたぐ予算となりますので、債務負担行為として設定するものでございます。表示しております期間は「令和 8 年度から令和 9 年度」となっておりますが、執行予定額としては令和 9 年度の 1 年間分の額とご理解いただければ幸いです。

続きまして、3. 地方債の補正についてご覧ください。市民交流センター中央監視装置・リモート装置修繕に係る財源につきまして、もともとは市民交流センター整備事業債および公共施設維持改修基金の取り崩しを予定しておりましたが、これを緊急防災減災事業債の起債へ変更するもので、市にとってより負担を抑えられる起債となるため、今回変更を行うものでございます。

社会教育第 1 課からの説明は以上でございます。

山本社会教育第 2 課長

続きまして、社会教育第 2 課（図書館関係）についてご説明いたします。

同じく別冊 1 の 1 3 ページをお願いいたします。一般会計（a）歳出予算補正でございます。

（款）10. 教育費、（項）4. 社会教育費、（目）4. 図書館費におきまして、旅費 1 万円、需用費 48 万 4,000 円、役務費 564 万 3,000 円、委託料 175 万 7,000 円の合計 789 万 4,000 円の補正を行っております。

補正の理由でございますが、市内の郵便局窓口において、利用者が予約した図書の受け取りや、貸出図書の返却を可能とすることで、公共交通の再編や今後さらに進展する高齢化の影響により、図書館のサービスポイントに足を運ぶことが困難な市民に図書館資料を届けるための仕組みを構築する、実証事業を実施するためで

ございます。

これに伴う歳入の財源といたしまして、諸収入・雑入のうち、「地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業委託金」を 789 万 4,000 円計上いたしております。

本事業は、総務省が実施する「地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業」に対し、市民窓口課と図書館事業の 2 事業を合わせて申請し、この度採択されたことにより実施するものです。郵便局を新たな行政サービスおよび住民生活支援サービスを一元的に提供するコミュニティハブとして位置づけ、地域課題の解決を図り、地域の持続可能性の確保に向けたモデルケースを創出することを目的とした実証事業となります。

現在、図書館では本館や公民館図書室 8 か所、自動車文庫のステーション 23 か所で資料の提供を行っておりますが、現在のサービスポイントだけでは地域全体を十分にカバーできているとは言い難い状況でございます。各サービスポイントで実施している予約本の受け取りを、地域住民により身近な郵便局でも可能とすることで、既存のサービスポイントに行くことが困難になりつつある高齢者や、乳幼児を連れての外出が難しい子育て世代にも、図書館資料をお届けすることが可能となると考えております。

予算の内訳といたしましては、予約本を梱包するための袋や配送に使用する折りたたみコンテナなどの消耗品、集配送にかかるコンテナ郵送料、郵便局窓口で利用者に予約本を交付する手数料や返却ボックスの設置に係る費用などを計上しております。市内の全郵便局で貸出・返却事業を実証し、どの地域にどのくらいのニーズがあるのかを検証した上で、今後の自動車文庫のステーション再編なども含めた図書館ネットワークの見直しにつなげていきたいと考えております。

図書館からは以上でございます。

太田社会教育第 2 課参事

続きまして、社会教育第 2 課（文化財関係）についてご説明申し上げます。同じく別冊 1 の 12 ページ、3. 地方債の補正（一般会計地方債の追加）をご参照いただきたいと思います。

こちらにつきましては、滝畑ふるさと文化財の森センターの空調設備および換気設備の備品購入に係る財源 510 万円を、一般財源から地方債へ変更するために補正を行うものでございます。

同センターは指定避難所となっており、財源として「緊急防災減災事業債」を充てることが可能であることが判明いたしました。この地方債につきましては、元利償還金の 70%について地方交付税措置を受けることが可能なため、一般財源の負担を抑制するためにこのような措置を行うものでございます。

文化財関係からは以上でございます。

古城教育総務課長

説明は以上でございます。何卒ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小川教育長

この件につきまして何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

河野委員

市民交流センター等の管理委託料の増減についてですが、2,400 万円ほどの増額となっています。これは、人件費や物価高騰が主な理由ということで上がったのでしょうか。

濱田社会教育第 1 課長

大きな要因といたしましては、人件費が相当程度上昇していることが挙げられます。

もう一つの事情といたしましては、今回、改めて競争入札に移行していくということがございます。これまで特定の 1 社と随意契約を継続してきた経緯がございましたが、公平性や透明性の観点から競争入札に移行すべきであるという大きな流れがございます。

これに伴い、新たに競争入札に付すにあたって、適正な限度額（予定価格）を

しっかりと確保しておかなければ、全国的に広がっているような「入札不調（どこも手を挙げない状況）」を招くおそれがございます。そうした背景も踏まえて改めて設計額を算出した結果、結果としてこのような大幅な増額となったという経緯でございます。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第 2 1 号「令和 8 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について」を承認いたします。

（５）報告案件（要旨）

・報告第 1 8 号「労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について」

学校教育課（市立小中学校及び子ども教育支援センター）、労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 5 条第 1 項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 2 6 日付けで教育長が臨時で代理する議決を得た上で、今回実施した旨を報告したものの。

（６）その他報告（要旨）

社会教育第 2 課

○図書館でのイベント

●英語多読ひろば 広報9月号掲載

●図書館資料展示 テーマを設定して関連の図書館資料を展示しています。

○金剛寺多宝塔がピンク色にライトアップ 9月号広報掲載

○天野山金剛寺の講座 9月号広報掲載

●「金剛寺・観心寺の美術工芸品―漆工を中心に―」

閉 会

小川教育長

以上で 8 月定例教育委員会を閉会します。

令和8年9月定例教育委員会開催日程

1. 日 時

令和8年9月29日（火） 午後6時00分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

2. 場 所

河内長野市役所5階 501会議室

7月30日（木）	定例教育委員会会議出席
7月31日（金）	学びの森開村式出席 天見公民館講座体験視察（天見小学校） 天見小学校星空観察会視察
8月2日（日）	学びの森閉村式出席 南花台夏祭り視察（南花台小学校跡地）
8月4日（火）	奨学生選考委員会出席
8月5日（水）	モックルカレーレシピコンテスト候補試食（給食センター）
8月6日（木）	平和登校視察（千代田中学校） 学習支援事業視察（フォレスト三日市） 重層的支援研修出席 局部長会議出席 教職員初任者研修挨拶（滝畑ふるさと文化財の森センター）
8月7日（金）	教職員初任者人権研修視察（ノバティホール） 長野高等学校ワークショップ発表会視察（長野高等学校） 教職員初任者人権研修フィールドワーク挨拶（富田林市人権協議会） スペランツァ大阪中間報告会出席（スイスホテル）
8月8日（土）	大阪・お城フェス 2026 視察（グランフロント大阪） 子ども体験教室視察（キックス） 薬師奉り視察（岩瀬・薬師寺）
8月9日（日）	ラブリーミュージカル観覧（ラブリーホール）
8月10日（月）	鎌倉市立由比ガ浜中学校視察（現地、鎌倉市役所）
8月12日（水）	奥河内ラジオ出演
8月14日（金）	府都市教育長協議会出席（アウリーナ大阪）
8月16日（日）	日野盆踊り視察（みのでホール）
8月18日（火）	秋の交通安全運動合同連絡会議出席
8月19日（水）	府議会各会派との府政要望に関する意見交換会出席（大阪府庁）
8月20日（木）	学校保健会挨拶 林芳正総務大臣との意見交換会出席（富田林市）
8月21日（金）	エグゼクティブ研修出席（オンライン）

8 月 22 日 (土)	青少年指導員連絡協議会ジュニアキャンプ開村式出席
8 月 23 日 (日)	「みんなの給食ものがたり」企画展視察（ふるさと歴史学習館） 青少年指導員連絡協議会ジュニアキャンプ閉村式出席
8 月 24 日 (月)	政策検討会議出席
8 月 25 日 (火)	全員協議会出席
8 月 26 日 (水)	校長会出席 庁議出席
8 月 27 日 (木)	長野高等学校カームル市訪問報告会出席
8 月 29 日 (土)	SAKAS 南花台現場見学会視察

令和 8 年 8 月 定例教育委員会会議

議 案 書

令和 8 年 8 月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

議案第 2 0 号 河内長野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

(説明担当 学校教育課・・・・・・p. 3)

議案第 2 1 号 令和 8 年度河内長野市一般会計補正予算(案)について

(説明担当 各担当課・・・・・・p. 6)

(報告案件)

報告第 1 8 号 労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について

(説明担当 教育総務課・・・・・・p. 7)

議案第 20 号

河内長野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

河内長野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正については、次のとおりです。

令和 8 年 8 月 31 日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

河内長野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

河内長野市教育委員会規則第 号

河内長野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

河内長野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和32年河内長野市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出し中「指導専任）」の次に「等」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第1項の場合において、教育委員会が必要と認めるときは、第2項の規定に関わらず、その職名は、主務教諭（指導選任）とする。

5 前項の場合においては、第3項に規定する職務を行うほか、命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第3条の4を次のように改める。

第3条の4 削除

第3条の5第2項中「充て、」の次に「主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、」を加え、同条を第3条の4とする。

第3条の6第2項中「それぞれ」の次に「主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、」を加え、同条を第3条の5とする。

第4条の3第1項中「保健主事は、」の次に「指導教諭、指導養護教諭、」を加え、同条第4項中「なった」の次に「首席（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる首席を除く。）」、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）又は」を加える。

第4条の4第2項中「主任等は、」の次に「指導教諭又は」を加える。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

議案第 21 号

令和 8 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について

令和 8 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について、別冊 1 のとおり承認する。

令和 8 年 8 月 31 日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

報告第 18 号

労働基準法第 36 条に基づく労使協定の締結について

教育委員会事務局職員に係る労働基準法第 36 条に基づく労使協定の
締結について、別冊 2 のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 31 日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

別冊 1

議案第 2 1 号関係

令和 8 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について

【教育委員会関係抜粋】

河内長野市教育委員会事務局

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		9,702,182	28,294	9,730,476
	1 国 庫 負 担 金	7,661,550	14,685	7,676,235
	2 国 庫 補 助 金	1,993,420	13,609	2,007,029
16 府 支 出 金		4,192,667	3,204	4,195,871
	1 府 負 担 金	2,877,393	341	2,877,734
	2 府 補 助 金	1,123,836	2,863	1,126,699
19 繰 入 金		4,292,124	129,937	4,422,061
	2 基 金 繰 入 金	2,849,457	129,937	2,979,394
20 繰 越 金		1,000	246,578	247,578
	1 繰 越 金	1,000	246,578	247,578
21 諸 収 入		599,277	30,629	629,906
	5 雑 入	473,287	30,629	503,916
22 市 債		3,551,300	47,400	3,598,700
	1 市 債	3,551,300	47,400	3,598,700
歳 入 合 計		49,402,458	486,042	49,888,500

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		6,842,447	150,196	6,992,643
	1 総 務 管 理 費	5,810,833	136,249	5,947,082
	2 徴 税 費	544,685	5,000	549,685
	3 戸籍住民基本台帳費	317,786	8,947	326,733
3 民 生 費		22,648,247	307,640	22,955,887
	1 社 会 福 祉 費	12,144,222	37,089	12,181,311
	2 児 童 福 祉 費	7,622,851	130,002	7,752,853
	3 生 活 保 護 費	2,881,174	140,549	3,021,723
4 衛 生 費		3,385,957	1,540	3,387,497
	1 保 健 衛 生 費	1,648,971	1,540	1,650,511
10 教 育 費		6,854,836	26,666	6,881,502
	2 小 学 校 費	589,162	18,772	607,934
	4 社 会 教 育 費	943,579	7,894	951,473
歳 出 合 計		49,402,458	486,042	49,888,500

第2表 継続費補正

継続費の変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	(仮称)南花台 中央公園 整備事業	3,248,107	令和6年度	1,142,236	3,248,107	令和6年度	1,142,236
				令和7年度	505,871		令和7年度	505,871
				令和8年度	1,600,000		令和8年度	1,600,000
							令和9年度	0

第3表 債務負担行為補正

債務負担行為の変更

事項	期間	限度額	
		補正前	補正後
市民交流センター等総合管理業務委託料	令和8年度～令和9年度	32,465 千円	56,840 千円

第4表 地方債補正

地方債の追加

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	区分	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	償還の方法	その他
滝畑ふるさと文化財の森 センター整備事業	5,100	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府 地方公共団 体金融機構 銀行 その他	30	5	元利均等 又は 元金均等 年賦 又は 半年賦償還	市財政の都合 により据置期 間及び償還期 限を短縮し、 又は繰上償還 もしくは低利 に借換えるこ とができる

地方債の変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
市民交流センター整備事業	22,000	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府、地方公 共団体金融機 構、銀行又は その他 償還期限30年 以内(内据置5 年以内) 元利均等又は 元金均等、年 賦又は半年賦 償還	64,300	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	11,848,358	0	11,848,358
2 地 方 譲 与 税	262,900	0	262,900
3 利 子 割 交 付 金	52,900	0	52,900
4 配 当 割 交 付 金	163,300	0	163,300
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	220,200	0	220,200
6 法 人 事 業 税 交 付 金	228,700	0	228,700
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,726,100	0	2,726,100
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	21,900	0	21,900
9 環 境 性 能 割 交 付 金	900	0	900
10 地 方 特 例 交 付 金	159,505	0	159,505
11 地 方 交 付 税	9,242,000	0	9,242,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,400	0	12,400
13 分 担 金 及 び 負 担 金	197,084	0	197,084
14 使 用 料 及 び 手 数 料	672,794	0	672,794
15 国 庫 支 出 金	9,702,182	28,294	9,730,476
16 府 支 出 金	4,192,667	3,204	4,195,871
17 財 産 収 入	254,867	0	254,867
18 寄 附 金	1,000,000	0	1,000,000
19 繰 入 金	4,292,124	129,937	4,422,061
20 繰 越 金	1,000	246,578	247,578
21 諸 収 入	599,277	30,629	629,906
22 市 債	3,551,300	47,400	3,598,700
歳 入 合 計	49,402,458	486,042	49,888,500

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費	294,301	0	294,301
2 総 務 費	6,842,447	150,196	6,992,643
3 民 生 費	22,648,247	307,640	22,955,887
4 衛 生 費	3,385,957	1,540	3,387,497
5 労 働 費	19,261	0	19,261
6 農 林 業 費	523,094	0	523,094
7 商 工 費	316,879	0	316,879
8 土 木 費	3,426,655	0	3,426,655
9 消 防 費	1,992,833	0	1,992,833
10 教 育 費	6,854,836	26,666	6,881,502
11 災 害 復 旧 費	43,000	0	43,000
12 公 債 費	3,004,948	0	3,004,948
13 予 備 費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計	49,402,458	486,042	49,888,500

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			(単位：千円)
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		8,947	141,249
		8,759	298,881
			1,540
	47,400	△ 34,406	13,672
	47,400	△ 16,700	455,342

2 歳 入
(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 民 生 費 国 庫 負 担 金	7,661,550	14,685	7,676,235
項 計	7,661,550	14,685	7,676,235

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 民 生 費 国 庫 補 助 金	694,113	5,629	699,742
3 衛 生 費 国 庫 補 助 金	105,734	7,980	113,714
項 計	1,993,420	13,609	2,007,029

(款) 16 府支出金 (項) 1 府負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 民 生 費 負 担 金	2,877,393	341	2,877,734
項 計	2,877,393	341	2,877,734

(款) 16 府支出金 (項) 2 府補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 民 生 費 補 助 金	775,741	2,863	778,604
項 計	1,123,836	2,863	1,126,699

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	12,780	障がい者自立支援給付費負担金過年度精算分 11,871 母子保健・養育医療給付費負担金過年度精算分 748 介護保険低所得者保険料軽減負担金過年度精算分 161
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	1,905	児童手当負担金過年度精算分 1,905

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	5,629	重層の支援体制整備事業交付金過年度精算分 5,629
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	7,980	妊婦等支援給付費補助金過年度精算分 7,980

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	282	障がい者自立支援給付費負担金過年度精算分 247 介護保険低所得者保険料軽減負担金過年度精算分 35
3 生 活 保 護 費 負 担 金	59	生活保護費負担金過年度精算分 59

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	2,863	重層の支援体制整備事業交付金過年度精算分 2,863

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	455,707	172,237	627,944
4 公共施設維持改修基金繰入金	185,979	△ 42,300	143,679
項計	2,849,457	129,937	2,979,394

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1,000	246,578	247,578
項計	1,000	246,578	247,578

(款) 21 諸収入 (項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
3 雑入	470,486	30,629	501,115
項計	473,287	30,629	503,916

(款) 22 市債 (項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
7 教育債	1,898,700	47,400	1,946,100
項計	3,551,300	47,400	3,598,700

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	172,237	財政調整基金とりくずし金 172,237
1 公共施設維持改修基金繰入金	△ 42,300	公共施設維持改修基金とりくずし金 △ 42,300

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	246,578	前年度決算剰余金 246,578

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 雑入	30,629	障がい児通所給付費等に係る返還金 13,788 地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業委託金 (10/10) 16,841

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 社会教育債	47,400	滝畑ふるさと文化財の森センター整備事業債 5,100 市民交流センター整備事業債 42,300

3 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 5 財産管理費				
補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
689,168	136,249	825,417	24積立金	136,249
目 計				
項 計 5,810,833	136,249	5,947,082		

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税费 (目) 2 賦課徴収費				
補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
191,062	5,000	196,062	22償還金、利子及び割引料	5,000
目 計				
項 計 544,685	5,000	549,685		

(款) 2 総務費 (項) 3 戸籍住民基本台帳費 (目) 1 戸籍住民基本台帳費				
補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
317,786	8,947	326,733	8 旅費	10
			11 役務費	1,692
			12 委託料	5,925
			17 備品購入費	1,320
日 計				
項 計 317,786	8,947	326,733		

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 社会福祉推進費				
補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
1,664,062	2,320	1,666,382	22償還金、利子及び割引料	2,320

(単位：千円)			
事 業 別 区 分		支 出 内 訳	財 源 内 訳
3 基金管理事業 (財政課)	136,249	24積立金	136,249 一般財源
		財政調整基金積立金	124,000
		普通建設事業基金積立金	12,249
			一般財源 136,249
			一般財源 136,249

(単位：千円)			
事 業 別 区 分		支 出 内 訳	財 源 内 訳
4 徴収及び収納事業 (税務課)	5,000	22償還金、利子及び割引料	5,000 一般財源
		市税過誤納還付及び還付加算金	5,000
			一般財源 5,000
			一般財源 5,000

(単位：千円)			
事 業 別 区 分		支 出 内 訳	財 源 内 訳
3 住民基本台帳及び印鑑関係事業 (市民窓口課)	8,947	8 旅費	10 特定財源(その他)
		職員旅費	10 8,947
		11 役務費	1,692
		通信運搬費	592
		広告料	1,100
		12 委託料	5,925
		リモートご遺族サポート窓口業務委託料	5,925
		17 備品購入費	1,320
		業務用備品	1,320
			特定財源(その他)
			8,947
			特定財源(その他)
			8,947

(単位：千円)			
事 業 別 区 分		支 出 内 訳	財 源 内 訳
4 地域福祉推進事業 (地域福祉高齢課)	232	22償還金、利子及び割引料	232 一般財源
		国庫支出金等返還金	232
9 生活困窮者自立支援事業 (地域福祉高齢課)	637	22償還金、利子及び割引料	637 一般財源
		国庫支出金等返還金	637
10 生活支援扶助事業 (くらしサポート第1課)	510	22償還金、利子及び割引料	510 一般財源
		国庫支出金等返還金	510

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 社会福祉推進費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額
目計				

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 2 障がい者福祉推進費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額
4,929,307	34,769	4,964,076	22償還金、利子及び割引料	34,769
目計				
項計12,144,222	37,089	12,181,311		

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 1 児童福祉推進費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額
2,708,635	10,487	2,719,122	22償還金、利子及び割引料	10,487
目計				

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 2 保育推進費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額
4,219,494	108,329	4,327,823	22償還金、利子及び割引料	108,329
目計				

(単位：千円)

事業別説明		
事業別区分	支出内訳	財源内訳
15 定額減税補足給付金等給付事業 (地域福祉高齢課)	22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金等返還金	一般財源
941	941	941
		一般財源 2,320

(単位：千円)

事業別説明		
事業別区分	支出内訳	財源内訳
3 法定給付・手続き関係事業 (くらしサポート第2課)	22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金等返還金	特定財源(その他) 一般財源
34,171	34,171	8,759 25,412
4 地域生活支援事業 (くらしサポート第2課)	22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金等返還金	一般財源
598	598	598
		特定財源(その他) 一般財源
		8,759 26,010
		特定財源(その他) 一般財源
		8,759 28,330

(単位：千円)

事業別説明		
事業別区分	支出内訳	財源内訳
2 子育て支援事業 (こどもファミリーセンター)	22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金等返還金	一般財源
1,668	1,668	1,668
3 ひとり親家庭福祉推進事業 (こどもまんな課)	22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金等返還金	一般財源
8,551	8,551	8,551
4 児童福祉事業 (こどもまんな課)	22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金等返還金	一般財源
201	201	201
5 出産・子育て応援事業 (こどもまんな課)	22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金等返還金	一般財源
67	67	67
		一般財源 10,487

(単位：千円)

事業別説明		
事業別区分	支出内訳	財源内訳
1 保育推進事業 (こどもまんな課)	22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金等返還金	一般財源
108,329	108,329	108,329
		一般財源 108,329

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 3 放課後児童会費				
補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
694,722	11,186	705,908	22償還金、利子及び割引料	11,186
目 計				
項 計 7,622,851	130,002	7,752,853		

(款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費 (目) 1 生活保護費				
補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
2,881,174	140,549	3,021,723	22償還金、利子及び割引料	140,549
目 計				
項 計 2,881,174	140,549	3,021,723		

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費 (目) 1 保健衛生総費				
補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
952,063	1,540	953,603	22償還金、利子及び割引料	1,540
目 計				
項 計 1,648,971	1,540	1,650,511		

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費 (目) 1 小学校運営費				
補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
431,772	18,772	450,544	14工事請負費	18,772
目 計				
項 計 589,162	18,772	607,934		

(款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費 (目) 2 生涯学習推進費				
補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
222,147	0	222,147		
目 計				

(単位：千円)			
事 業 別 区 分		支 出 内 訳	財 源 内 訳
1 放課後児童会運営事業 (こどもまんな課)	11,186	22償還金、利子及び割引料	一般財源 11,186
		国庫支出金等返還金	11,186
			一般財源 11,186
			一般財源 130,002

(単位：千円)			
事 業 別 区 分		支 出 内 訳	財 源 内 訳
2 生活保護事業 (くらしサポート第1課)	140,549	22償還金、利子及び割引料	一般財源 140,549
		国庫支出金等返還金	140,549
			一般財源 140,549
			一般財源 140,549

(単位：千円)			
事 業 別 区 分		支 出 内 訳	財 源 内 訳
3 母子保健推進事業 (こどもファミリーセンター)	908	22償還金、利子及び割引料	一般財源 908
		国庫支出金等返還金	908
4 妊婦等支援給付事業 (こどもファミリーセンター)	181	22償還金、利子及び割引料	一般財源 181
		国庫支出金等返還金	181
7 健康増進検診事業 (健康推進課)	451	22償還金、利子及び割引料	一般財源 451
		国庫支出金等返還金	451
			一般財源 1,540
			一般財源 1,540

(単位：千円)			
事 業 別 区 分		支 出 内 訳	財 源 内 訳
7 学校施設管理事業 (教育総務課)	18,772	14工事請負費	一般財源 18,772
		小学校施設営繕工事	18,772
			一般財源 18,772
			一般財源 18,772

(単位：千円)			
事 業 別 区 分		支 出 内 訳	財 源 内 訳
1 生涯学習基盤事業		財源内訳の補正	地方債 42,300
			特定財源(その他) △ 42,300
			地方債 42,300

(款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費 (目) 2 生涯学習推進費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額

(款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費 (目) 3 文化財保護費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額
108,278	0	108,278		
目計				

(款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費 (目) 4 図書館費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額
172,755	7,894	180,649	8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料	10 484 5,643 1,757
目計				
項計 943,579	7,894	951,473		

(単位：千円)

事業別説明		
事業別区分	支出内訳	財源内訳
		特定財源(その他) △ 42,300

(単位：千円)

事業別説明		
事業別区分	支出内訳	財源内訳
3 歴史遺産活用事業	財源内訳の補正	地方債 5,100 一般財源 △ 5,100
		地方債 5,100 一般財源 △ 5,100

(単位：千円)

事業別説明		
事業別区分	支出内訳	財源内訳
2 図書館ネットワーク事業 (社会教育第2課)	7,894 8 旅費 10 職員旅費 10 10 需用費 484 消耗品費 484 11 役務費 5,643 通信運搬費 5,643 12 委託料 1,757 郵便局利活用推進事業委託料 1,757	特定財源(その他) 7,894
		特定財源(その他) 7,894
		地方債 47,400 特定財源(その他) △ 34,406 一般財源 △ 5,100

令和8年度

9 月 定 例 市 議 会

補正予算の概要

【教育委員会抜粋】

1. 歳入歳出予算の補正

(単位 千円)

会 計 名	補正 号数	補 正 前	補 正 額	財 源 内 訳				計
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
一 般 会 計	3号	49,402,458	26,666	0	0	7,894	18,772	49,429,124

2. 債務負担行為の補正

一般会計

債務負担行為の変更

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額		増 減
		補 正 前	補 正 後	
市民交流センター等総合管理業務委託料	令和8年度 ～令和9年度	32,465	56,840	24,375
補正理由	市民交流センター等総合管理業務委託料について、人件費や物価高騰の影響等により、当初の執行予定額を上回る見込みとなったため。			

3. 地方債の補正

一般会計

地方債の追加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	増 減
滝畑ふるさと文化財の森センター整備事業	0	5,100	5,100

地方債の限度額の変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	増 減
市民交流センター整備事業	22,000	64,300	42,300

一般会計				
(a)歳出予算補正	26,666	千円	収支差	0 千円

(款)10. 教育費 (項)2. 小学校費 (目)1. 小学校運営費 18,772 千円

(教育総務課)

【学校施設管理事業】

工事請負費 小学校施設営繕工事	補正前	6,842 千円	18,772 千円
★〔補正理由〕★			
市立千代田小学校のプール施設について、シート防水が劣化していることから改修工事が必要となるため。			

(款)10. 教育費 (項)4. 社会教育費 (目)4. 図書館費 7,894 千円

(社会教育第2課)

【図書館ネットワーク事業】

旅費 職員旅費	補正前	0 千円	10 千円
需用費 消耗品費	補正前	0 千円	484 千円
役務費 通信運搬費	補正前	0 千円	5,643 千円
委託料 郵便局利活用推進事業委託料	補正前	0 千円	1,757 千円
★〔補正理由〕★			
市内の郵便局窓口で予約本の受取や貸出本の返却を可能とすることで、公共交通の再編や今後さらに進展する高齢化の影響により図書館のサービスポイントに足を運ぶことが困難な市民に図書館資料を届けるための仕組みを構築する実証事業を実施するため。			

《財源 諸収入》

雑入 地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業委託金(10/10)	7,894 千円
---	----------

(b)歳入予算補正 26,666 千円

(款)19. 繰入金 (項)2. 基金繰入金 (目)1. 財政調整基金繰入金 18,772 千円

財政調整基金繰入金 財政調整基金とりくずし金	補正前	455,707 千円	18,772 千円
------------------------	-----	------------	-----------

(款)21. 諸収入 (項)5. 雑入 (目)3. 雑入 7,894 千円

雑入 地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業委託金(10/10)	補正前	0 千円	7,894 千円
---	-----	------	----------

別冊 2

報告第 18 号関係

労働基準法第 36 条に基づく労使協定の締結について

河内長野市教育委員会事務局

様式第9号 (第16条第1項関係)

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号

27111300576000000000

被保険者番号

60000020272167

法人番号

60000020272167

事業の種類 教育・研究業		事業の名称 河内長野市立美加の台中学校		事業の所在地 (電話番号) (〒586-0044) 河内長野市美加の台7-2-1 (電話番号：0721-63-7878)		協定の有効期間 令和8年8月1日から1年間	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満16歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	1箇月 (①については45時間まで、 ②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、 ②については320時間まで)
				所定労働時間を 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 法定労働時間を 超える時間数 (任意)
				1年 (①については360時間まで、 ②については320時間まで)	起算日 (年月日)	令和8年8月1日	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満16歳以上の者)	所定休日 (任意)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の数	労働させることができる 法定休日の数 における始業及び終業の時刻
				労働させることができる 法定休日の数	労働させることができる 法定休日の数	労働させることができる 法定休日の数	労働させることができる 法定休日の数 における始業及び終業の時刻
				労働させることができる 法定休日の数	労働させることができる 法定休日の数	労働させることができる 法定休日の数	労働させることができる 法定休日の数 における始業及び終業の時刻
運動会・体育大会、環境整備活動・休日授業、災害発生時の片付作業		学校管理業務(長時間)	1人	土曜日・日曜日・国民の祝日 12月29日～1月3日 学校長期休業期間中の指定する日	年間4日	6:00～22:00の間で指定する 7時間45分	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 ☒
(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和8年7月16日

職名 会計年度任用職員(学校管理業務-長時間) 氏名 福井 啓之

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 福井 啓之

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 ☒
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

令和8年7月27日

使用者 氏名 小川 祥

職名 河内長野市教育長

河内長野市長殿

交付 08.7.27

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

労働保険番号		2	7	1	1	1	3	0	0	5	7	6	0	0	0	0	0	0	0
法人番号		6	0	0	0	0	0	2	0	2	7	2	1	6	7				

所轄庁	支庁番号	第一種労働者番号
河内長野市	0721-53-1371	000000000000000000

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
教育・研究業		河内長野市立千代田小学校		(〒586-0001) 河内長野市木戸町649 (電話番号：0721-53-1371)		令和8年8月1日から1年間	

時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定労働時間（1日）（任意）	1日	1年（①については360時間まで、②については42時間まで） 1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで） 起算日 令和8年8月1日
	① 下記②に該当しない労働者			所定労働時間を法定労働時間を超える時間数を超える時間数（任意）		所定労働時間を法定労働時間を超える時間数を超える時間数（任意）
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者			所定労働時間を法定労働時間を超える時間数を超える時間数（任意）		所定労働時間を法定労働時間を超える時間数を超える時間数（任意）

休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
	運動会・体育大会、環境整備活動・休日授業、災害発生後の片付作業。	言語力向上司書業務	1人	土曜日・日曜日・国民の祝日 12月29日～1月3日 学校長期休業期間中の指定する日	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
		英語指導支援業務	1人		
介助支援業務		5人			
発達支援業務		6人			
	生徒支援業務	1人			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 ☒					
(チェックボックスに要チェック)					

協定の成立年月日 令和8年7月/6日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 職名 会計年度任用職員（発達支援業務） 氏名 柴崎 薫

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒
(チェックボックスに要チェック)

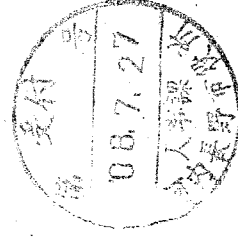
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

令和8年7月27日

使用者

職名 河内長野市教育長
氏名 小川 祥

河内長野市長殿



時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

労働保険番号	2	7	1	1	1	3	0	0	5	7	6	0	0	0	0	0	0
法人番号	6	0	0	0	0	2	0	2	7	2	1	6	7				

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
教育・研究業		河内長野市立長野小学校		(〒586-0016) 河内長野市西代町14-1 (電話番号：0721-52-6044)		令和8年8月1日から1年間	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満16歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 所定労働時間を 法定労働時間を 超える時間数 超える時間数 (任意)	延長することができる時間数	
						1年 (①については360時間まで、 ②については45時間まで、 ③については42時間まで)	起算日 (年月日) 令和8年8月1日
						所定労働時間を 法定労働時間を 超える時間数 超える時間数 (任意)	
① 下記②に該当しない労働者	宿泊行事に参加する児童の医療的ケアを行う。	支援学級看護師業務	2人	7時間30分	10時間 3時間	15時間 3時間	16時間 3時間30分
② 1年単位の變形労働時間制 により労働する労働者	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満16歳以上の者)	所定休日 (任意)	法定休日 (任意)	5:00～24:00の間で指定する18時間(うち時間外労働10時間)	
休日労働	休日にある宿泊行事に参加する児童の医療的ケアを行う。	支援学級看護師業務	2人	土曜日・日曜日・国民の祝日 12月29日～1月3日 学校長期休業期間中の指定する日	年間2日	6:00～22:00の間で指定する7時間45分	
		支援学級看護師業務	2人				
		言語力向上司書業務 英語指導支援業務 介助支援業務 発達支援業務 生徒支援業務	1人 1人 5人 5人 1人				

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和8年7月6日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 松井 節子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による）

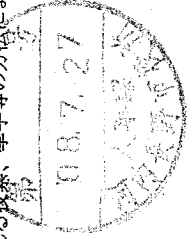
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者である労働者の過半数を代表すること。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、筆字等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

令和8年7月27日

使用者 氏名 小川 祥
河内長野市教育長 氏名 小川 祥

河内長野市長殿



時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

労働保険番号		2	7	1	1	1	3	0	0	5	7	6	0	0	0	0	0
法人番号		6	0	0	0	0	2	0	2	7	2	1	6	7			

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
教育・研究業		河内長野市立小山田小学校		(〒586-0094) 河内長野市小山田町590-1 (電話番号：0721-53-2527)		令和8年8月1日から1年間	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	1年 (①については360時間まで、 ②については320時間まで)	令和8年8月1日
	① 下記②に該当しない労働者					法定労働時間を所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
	② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者					法定労働時間を所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の数	労働させることができる法定休日 における始業及び終業の時刻
	運動会・体育大会、環境整備活動・休日授業、災害発生後の片付作業。	言語力向上司書業務 英語指導支援業務 介助支援業務 発達支援業務 生徒支援業務	1人 1人 2人 2人 1人	土曜日・日曜日・国民の祝日 12月29日～1月3日 学校長期休業期間中の指定する日	年間4日	6:10～22:00の間で指定する 7時間45分	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒
(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和8年7月16日
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 職名 会計年度任用職員(言語力向上司書業務) 氏名 今井 真子
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による）
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒
(チェックボックスに要チェック)
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)
令和8年7月27日

河内長野市長殿
使用者 氏名 小川 祥
職名 河内長野市教育長
令和8年7月27日
交付 号 18727

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

労働保険番号	2711130057	延長時間	0000
法人番号	6000020202	協定期間	167

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
教育・研究業	河内長野市立天野小学校	（〒586-0087）河内長野市下里町365 （電話番号：0721-52-2528）	令和8年8月1日から1年間
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）
① 下記②に該当しない労働者			
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者			
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）
	運動会・体育大会、環境整備活動・休日授業、災害発生後の片付作業。	言語力向上司書業務 英語指導支援業務 介助支援業務 発達支援業務 生徒支援業務	1人 1人 2人 4人 0人
		土曜日・日曜日・国民の祝日 12月29日～1月3日 学校長期休業期間中の指定する日	年間4日
		労働させることができる日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
			6:00～22:00の間で指定する7時間45分
			上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ （チェッキングボックスに要チェック）

協定の成立年月日 令和8年7月16日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 東節子 職名 会計年度任用職員（介助支援業務）

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による）

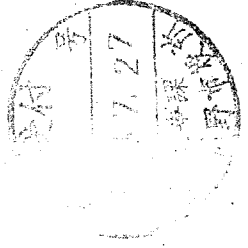
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。☒（チェッキングボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される労働組合の手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒（チェッキングボックスに要チェック）

令和8年7月27日

使用者 河内長野市教育長 氏名 小川 祥

河内長野市長殿



時間外労働
休日労働
に関する協定届

様式第9号 (第16条第1項関係)

労働保険番号		2	7	1	1	1	3	0	0	5	7	6	0	0	0	0	0	0	
法人番号		6	0	0	0	0	2	0	2	7	2	1	6	7					

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間	
教育・研究業		河内長野市立高向小学校		(〒586-0036) 河内長野市高向86 (電話番号: 0721-52-2129)		令和8年8月1日から1年間	
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 1箇月 ①については45時間まで、 ②については42時間まで	1年 ①については360時間まで、 ②については320時間まで
休日労働		休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日 に1ける始業及び終業の時刻	労働させることができる法定休日 に1ける始業及び終業の時刻
① 下記②に該当しない労働者							
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者							
運動会・体育大会、環境整備活動・休日授業、災害発生後の片付作業。			言語力向上司書業務 英語指導支援業務 介助支援業務 発達支援業務 生徒支援業務	1人 1人 0人 2人 0人	土曜日・日曜日・国民の祝日 12月29日～1月3日 学校長期休業期間中の指定する日	年間4日	6:00～22:00の間で指定する 7時間45分
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)							

協定の成立年月日 令和8年7月/6日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 職名 会計年度任用職員(発達支援業務) 氏名 久保 智佳子

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による)

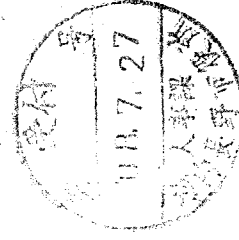
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

令和8年7月27日

使用者 職名 河内長野市教育長 氏名 小川 祥

河内長野市長殿



時間外労働 に関する協定届
休日労働

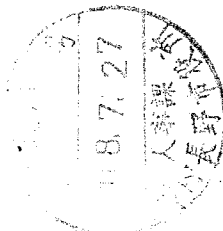
様式第9号（第16条第1項関係）

労働保険番号		2	7	1	1	1	3	0	0	5	7	6	1	0	0	0	0	0	
法人番号		6	0	0	0	0	2	0	2	7	2	1	6	7					

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
教育・研究業		河内長野市立三日市小学校		(〒586-0034) 河内長野市上田町380 (電話番号：0721-62-2429)		令和8年8月1日から1年間	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 所定労働時間を 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	延長することができる時間数	
						1 箇月 (①)については45時間まで、 ②については42時間まで)	1年 (①)については360時間まで、 ②については320時間まで)
						起算日 (年月日)	令和8年8月1日
① 下記②に該当しない労働者							
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者							
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定休日 における始業及び終業の時刻	
						土曜日・日曜日・国民の祝日 12月29日～1月3日 学校長期休業期間中の指定する日	6 10～22:00の間で指定する 7時間45分

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和8年7月/6日
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数を組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 会計年度任用職員(発達支援業務) 氏名 山本 陽一
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による）
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 ☒ (チェックボックスに要チェック)
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)



使用 河内長野市教育長
氏名 小川 祥

河内長野市長殿

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

労働保険番号		2	7	1	1	1	3	0	0	5	7	6	0	0	0	0	0	0	
法人番号		6	0	0	0	0	2	0	2	7	2	1	6	7					

事業の種類 教育・研究業		事業の名称 河内長野市立加賀田小学校		事業の所在地（電話番号） （〒586-0071）河内長野市加賀田568-1 （電話番号：0721-62-2916）		協定の有効期間 令和8年8月1日から1年間		
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定労働時間 （1日） （任意）	1日	1箇月①については45時間まで、 ②については42時間まで）	1年①については360時間まで、 ②については320時間まで）	
					所定労働時間を 法定労働時間を 超える時間数 （任意）	所定労働時間を 法定労働時間を 超える時間数 （任意）	所定労働時間を 法定労働時間を 超える時間数 （任意）	
					1日	1箇月①については45時間まで、 ②については42時間まで）	1年①については360時間まで、 ②については320時間まで）	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定休日 （任意）	土曜日・日曜日・国民の祝日 12月29日～1月3日 学校長期休業期間中の指定する日	年間4日	6:00～22:00の間で指定する 7時間45分	
					言語力向上司書業務 英語指導支援業務 介助支援業務 発達支援業務 生徒支援業務	1人 1人 1人 1人 1人	労働させることができる 法定休日の数	労働させることができる法定休日 における始業及び終業の時刻
					運動会・体育大会、環境整備活動・休日授業、災害発生後の片付作業。			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 ☒

（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日 令和8年7月16日

職名 会計年度任用職員（発達支援業務）

氏名 小東 千夏

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、選挙等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒（チェックボックスに要チェック）

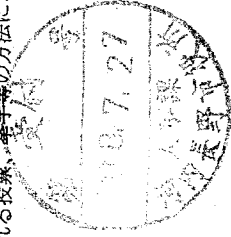
令和8年7月27日

職名 河内長野市教育長

氏名 小川 祥

07.27

河内長野市長殿



時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

労働保険番号	27111300576000000000	法人番号	6000020272167
所轄庁長官の署名	所轄庁長官の印	協定の有効期間	令和8年8月1日から1年間

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
教育・研究業		河内長野市立天見小学校		(〒586—0062) 河内長野市天見2370-1 (電話番号：0721-68-8004)		令和8年8月1日から1年間	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 ① 1箇月 ①については45時間まで、 ②については42時間まで ② 所定労働時間を法定労働時間を超える時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)	1年 ①については360時間まで、 ②については320時間まで 起算日 令和8年8月1日 (年月日) 所定労働時間を法定労働時間を超える時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)	
	① 下記②に該当しない労働者						
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者						
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
	運動会・体育大会、環境整備活動・休日授業、災害発生後の片付作業。	言語力向上司書業務	1人	土曜日・日曜日・国民の祝日 12月29日～1月3日 学校長期休業期間中の指定する日	年間4日	6:00～22:00の間で指定する 7時間45分	
		英語指導支援業務	1人				
		介助支援業務	0人				
		発達支援業務	0人				
		生徒支援業務	0人				
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒							
(チェックボックスに要チェック)							

協定の成立年月日 令和8年7月/6日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数を組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

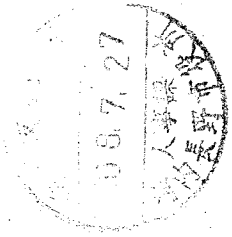
令和8年7月27日



職名 河内長野市教育長
氏名 小川 祥

使用者

河内長野市長殿



様式第9号 (第16条第1項関係)

労働保険番号	2	7	1	1	3	0	0	5	7	6	0	0	0	0	0	器具番号	器具番号	器具番号
法人番号	6			0	0	0	2	0	2	7	2	1	6	7				

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
教育・研究業		河内長野市立楠小学校		(〒586—0003) 河内長野市楠町東1011 (電話番号：0721—53—8871)		令和8年8月1日から1年間	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 所定労働時間を法定労働時間を超える時間数を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数	
						1年 (①については360時間まで、 ②については320時間まで)	
						起算日 (年月日)	令和8年8月1日
① 下記②に該当しない労働者							
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者							
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定休日 における始業及び終業の時刻	
						6:00～22:00の間で指定する 7時間45分	
						土曜日・日曜日・国民の祝日 12月29日～1月3日 学校長期休業期間中の指定する日	
運動会・体育大会、環境整備活動・休日授業、災害発生後の片付作業。		言語力向上司書業務 英語指導支援業務 介助支援業務 発達支援業務 生徒支援業務	1人 1人 1人 2人 0人		年間4日		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 ☒

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和8年7月16日

協定の成立年月日 令和8年7月16日

投票による）の選出方法（選挙者の過半数を代表する者の場合）

定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による）
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。
(チェックボックスに「要チェック」)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法によつて選出されたる者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

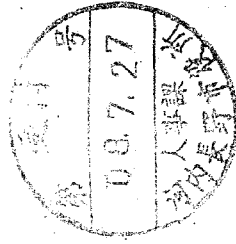
☒ (チェックボックスに要チェック)

令和8年7月27日

使用者

職名 河内長野市教育長
氏名 小川 祥

河内長野市長殿



業式第9号(第16条第1項関係)

労働保険番号	271113005760000000	所属番号	6000020272167
法人番号			

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間		
教育・研究業		河内長野市立石仏小学校		〒586-0069 河内長野市石仏662 (電話番号：0721-68-8766)		令和8年8月1日から1年間		
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	1箇月 ①については45時間まで、 ②については42時間まで	1年 ①については360時間まで、 ②については320時間まで	
				法定労働時間を 法定労働時間を超える時間数 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 法定労働時間を超える時間数 超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)	令和8年8月1日	所定労働時間を 法定労働時間を超える時間数 超える時間数 (任意)
	① 下記②に該当しない労働者							
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の数	労働させることができる法定休日 における始業及び終業の時刻	
				土曜日・日曜日・国民の祝日 12月29日～1月3日 学校長期休業期間中の指定する日	年間4日	6:00～22:00の間で指定する 7時間45分		
休日労働	運動会・体育大会、環境整備活動・休日授業、災害発生後の片付作業。	言語力向上司書業務 英語指導支援業務 介助支援業務 発達支援業務 生徒支援業務	1人 1人 2人 1人 0人					

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。☒

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和8年7月16日

協定の成立年月日
令和8年7月/日
職名 会計年度任用職員(介助支援業務)
氏名 川竹、佐和

立候補者の当選率（立候補者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による）

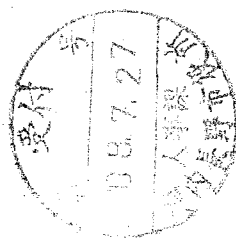
定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による）
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。
(チエックボックスに「要チェック」)
☒

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する者を選出することを明らかにしし失態を以て攻撃、手ざかり攻撃にほ

令和8年7月27日

使用者 職名 河内長野市教育長 氏名 小川 祥

河内縣野市長殿



樣式第9号(第16条第1項関係)

労働保険番号	2	7	1	1	3	0	0	5	7	6	0	0	0	0
	船運付託	所蔵	筆順	基址番号							校番号	第一沿革系番号		
法人番号	6			0	0	0	2	0	2	7	2	1	6	7

協定の成立年月日 令和8年7月16日

協定の成立年月日	令和8年7月/6日
協定の当事者である労働組合	協定者の労働者の過半数で組織する労働組合
協定の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名	デズモ・ネリ・オリアス 会社計年度任用職員英語指導支援業務

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による）

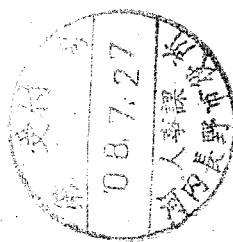
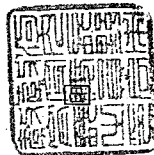
定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による）
 上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。
 （「エニツクボックス」に要チェック） ☒

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する者を選出することを明らかにして実施される投票、率等の方法によつて、☒ (チェックボックスに要チェック) (チェックボックスに要チェック) 意向に基づき選出されるものでないこと。

令和8年7月27日

使用者 氏名 小川 祥

河内長野市長殿



労働保険番号	27111300576000000000	第一回書类番号
法人番号	6000020272167	

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
教育・研究業		河内長野市立美加の台小学校		河内長野市美加の台3-25-1 (〒586-0044) (電話番号：0721-62-2468)		令和8年8月1日から1年間	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 (所定労働時間を法定労働時間を超える時間数を超える時間数) (任意)	1年 ①については360時間まで、 ②については320時間まで	
	① 下記②に該当しない労働者					起算日 令和8年8月1日 (年月日)	
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者					所定労働時間を法定労働時間を超える時間数を超える時間数 (任意)	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
	運動会・体育大会、環境整備活動・休日授業、災害発生後の片付作業。	言語力向上司書業務	1人	土曜日・日曜日・国民の祝日	年間4日	6:00～22:00の間で指定する 7時間45分	
		英語指導支援業務	1人	12月29日～1月3日			
		介助支援業務	3人	学校長期休業期間中の指定する日			
		発達支援業務	2人				
		生徒支援業務	0人				

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 ☒

(チェックボックスに要チェック)

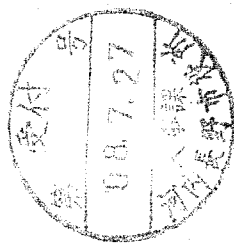
職名 會計年度任用職員(発達支援業務)
氏名 太田 純子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による）
 上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する者又は上記協定の全ての労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。
 （チェックボックスに要チェック） ☒

令和8年7月27日

使用者 氏名 小川 祥
職名 河内長野市教育長

河内長野市長殿



時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号 (第16条第1項関係)

労働保険番号	271113005760000000	被保険者番号	60000020272167
法人番号	60000020272167		

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	協定の有効期間
教育・研究業	河内長野市立南花台小学校	(〒586-0077) 河内長野市南花台6-6-1 (電話番号: 0721-63-2511)	令和8年8月1日から1年間
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満16歳以上の者)
① 下記②に該当しない労働者		業務の種類	労働者数 (満16歳以上の者)
② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者		業務の種類	労働者数 (満16歳以上の者)
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満16歳以上の者)
運動会・体育大会、環境整備活動、休日授業、災害発生後の片付作業。		言語力向上司書業務 英語指導支援業務 介助支援業務 発達支援業務 生徒支援業務	1人 1人 1人 3人 0人
		所定休日 (任意)	所定休日 (任意)
		土曜日・日曜日・国民の祝日 12月29日～1月3日 学校長期休業期間中の指定する日	年間4日
		労働させることができる日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
		年間4日	6:00～22:00の間で指定する7時間45分

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和8年7月16日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数を組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 会計年度任用職員 (発達支援業務)

氏名 中尾 博子

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

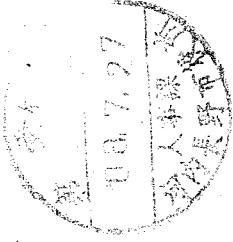
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

令和8年7月27日

使用者 氏名 小川 祥
職名 河内長野市教育長

河内長野市長殿



時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号 (第16条第1項関係)

労働保険番号	271113005760000000	被保険者番号	60000020272167
法人番号			

事業の種類 教育・研究業		事業の名称 河内長野市立長野中学校		事業の所在地 (電話番号) (〒586-0022) 河内長野市本多町3-1 (電話番号: 0721-53-2266)		協定の有効期間 令和8年8月1日から1年間	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満16歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	1箇月 (①については45時間まで、 ②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、 ②については320時間まで)
	① 下記②に該当しない労働者						起算日 (年月日) 令和8年8月1日
	② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者						
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満16歳以上の者)	所定休日 (任意)			
	運動会・体育大会、環境整備活動・休日授業、災害発生時の片付作業	支援学級看護師業務 学校管理業務(長時間) 言語力向上司書業務 英語指導支援業務 介助支援業務 発達支援業務 生徒支援業務	0人 1人 1人 1人 0人 2人 2人	土曜日・日曜日・国民の祝日 12月29日～1月3日 学校長期休業期間中の指定する日			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)							

協定の成立年月日 令和8年7月16日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 土橋 早苗

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による)

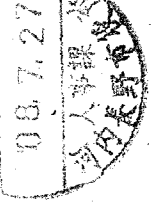
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

令和8年7月27日

使用者 氏名 河内長野市教育長
小川 祥

河内長野市長殿



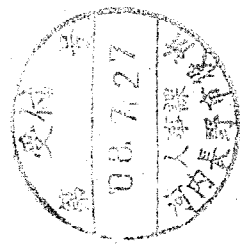
様式第9号(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
教育・研究業		河内長野市立西中学校		(〒586-0087) 河内長野市下里町257-3 (電話番号：0721-52-2702)		令和8年8月1日から1年間	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 ①については45時間まで、 ②については42時間まで	延長することができる時間数	
						1年 ①については360時間まで、 ②については320時間まで	
						起算日 令和8年8月1日 (年月日)	
① 下記②に該当しない労働者					所定労働時間を法定労働時間を超える時間数 超える時間数 (任意)	所定労働時間を法定労働時間を超える時間数 超える時間数 (任意)	
② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者					所定労働時間を法定労働時間を超える時間数 超える時間数 (任意)	所定労働時間を法定労働時間を超える時間数 超える時間数 (任意)	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定休日 における始業及び終業の時刻	
						6:00～22:00の間で指定する 7時間45分	
						土曜日・日曜日・国民の祝日 12月29日～1月3日 学校長期休業期間中の指定する日	
	運動会・体育大会、環境整備活動・休日授業、災害発生時の片付け作業	学校管理業務(長時間) 言語力向上司書業務 英語指導支援業務 介助支援業務 発達支援業務 生徒支援業務	1人 1人 1人 0人 1人 1人		年間4日		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 ☒

(チェックボックスに裏チェック)

河内長野市長殿



時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号 (第16条第1項関係)

労働保険番号	271113005760000000	被一様労働者番号	000000000000000000
法人番号	60000020272167	支店番号	

事業の種類 教育・研究業		事業の名称 河内長野市立東中学校		事業の所在地 (電話番号) (〒586-0042) 河内長野市日東町26-1 (電話番号: 0721-62-2430)		協定の有効期間 令和8年8月1日から1年間	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (注意)	1日 ①については45時間まで、 ②については42時間まで	1年 (①については360時間まで、 ②については320時間まで) 起算日 令和8年8月1日 (年月日) 令和8年8月1日	
	① 下記②に該当しない労働者					所定労働時間を法定労働時間を超える時間数を超える時間数 (注意)	
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者						
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (注意)	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
	運動会・体育大会、環境整備活動・休日授業、災害発生時の片付作業	学校管理業務(長時間) 言語力向上司業務 英語指導支援業務 介助支援業務 発達支援業務 生徒支援業務	1人 1人 1人 0人 2人 2人	土曜日・日曜日・国民の祝日 12月29日～1月3日 学校長期休業期間中の指定する日	年間4日	6:00～22:00の間で指定する 7時間45分	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和8年7月16日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 職名 会計年度任用職員(学校管理業務一長時間) 氏名 塚本 みさ江

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による)

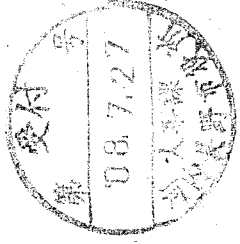
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

令和8年7月27日

使用者 氏名 小川 祥
職名 河内長野市教育長

河内長野市長殿



様式第9号(第16条第1項関係)

劳动保障序号	2	7	1	1	1	3	0	0	5	7	6	0	0	0	0	身份证号	第 一 区 算 编 号									
法人序号	6															0	0	0	2	0	2	7	2	1	6	7

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間				
教育・研究業		河内長野市立千代田中学校		(〒586—0002) 河内長野市市町1367-1 (電話番号：0721-54-6000)		令和8年8月1日から1年間				
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満16歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	延長することができる時間数 1 箇月 (①)については45時間まで、 ②については42時間まで)	1年 (①)については360時間まで、 ②については320時間まで)			
				法定労働時間を超える時間数 (任意)	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	起算日 (年月日) 令和8年8月1日	所定労働時間を超える時間数 (任意)		
	① 下記②に該当しない労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満16歳以上の者)							
	運動会・体育大会、環境整備活動・休日授業、災害発生時の片付作業	学校管理業務(長時間)	1人	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定休日 における始業及び終業の時刻				
	言語力向上司書業務	1人	土曜日・日曜日・国民の祝日 12月29日～1月3日	年間 4 日	6:00～22:00の間で指定する 7時間45分					
	英語指導支援業務	1人	学校長期休業期間中の指定する日							
	介助支援業務	0人								
	発達支援業務	3人								
	生徒支援業務	1人								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 ☒										
(チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日 令和8年7月/6日

協定の成立年月日 令和8年7月6日

(法)第百三十九條の若し、(合)場の場合に於ては、(投)票によつて

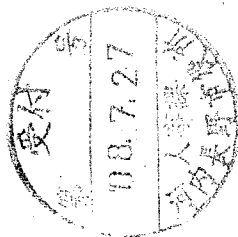
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による）
 上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。
 （「エレクトロニクス」に要チェック） ☒

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する者を選出することと明らかにして実施される投票、率上等の方法による主権により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

令和8年7月27日

使用者
職名 河内長野市教育長
氏名 小川 祥

河内長野市長殿



時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

労働保険番号	27111300576000000000	第一志願者番号	0000000000
法人番号	60000020272167	支店番号	

事業の種類 教育・研究業		事業の名称 河内長野市立加賀田中学校		事業の所在地（電話番号） 〒586-0069 河内長野市石仏570 (電話番号：0721-68-8778)		協定の有効期間 令和8年8月1日から1年間	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		1年(①)については360時間まで、 ②については320時間まで 起算日 令和8年8月1日 (年月日) 令和8年8月1日 法定労働時間を超過する時間数 法定労働時間を超過する時間数 (任意) (任意)
	1日				1年(①)については360時間まで、 ②については320時間まで		
	① 下記②に該当しない労働者						
② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者							
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる日数		労働させることができる法定休日 における始業及び終業の時刻
	学校管理業務(長時間)				年間4日		
	運動会・体育大会、環境整備活動・休日授業、災害発生時の片付作業				6:00~22:00の間で指定する 7時間45分		

協定の成立年月日 令和8年7月16日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 佐藤 貴徳

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和8年7月27日

河内長野市長殿

河内長野市教育長

氏名 小川 祥

使用権

河内長野市教育長

氏名 小川 祥

使用権

河内長野市教育長

氏名 小川 祥

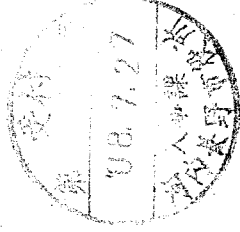
使用権

河内長野市教育長

氏名 小川 祥

使用権

河内長野市教育長



時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号 (第16条第1項関係)

労働保険番号		2	7	1	1	1	3	0	0	5	7	6	0	0	0	0	0	0	
法人番号		6	0	0	0	0	2	0	2	7	2	1	6	7					

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間	
教育・研究業		河内長野市立南花台中学校		(〒586-0077) 河内長野市南花台6-6-1 (電話番号: 0721-62-2777)		令和8年8月1日から1年間	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 ①については45時間まで、 ②については42時間まで	1年 (①については360時間まで、 ②については320時間まで) 起算日 令和8年8月1日 (年月日)	
	① 下記②に該当しない労働者				所定労働時間を法定労働時間を超える時間数を超える時間数 (任意)	所定労働時間を法定労働時間を超える時間数を超える時間数 (任意)	
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者						
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる 法定休日における始業及び終業の時刻	
	運動会・体育大会、環境整備活動、休日授業、災害発生時の片付作業	学校管理業務(長時間) 言語力向上司書業務 英語指導支援業務 介助支援業務 発達支援業務 生徒支援業務	1人 1人 1人 1人 1人 1人	土曜日・日曜日・国民の祝日 12月29日～1月3日 学校長期休業期間中の指定する日	年間4日	6:00～22:00の間で指定する 7時間45分	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和8年7月16日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 職名 会計年度任用職員(言語力向上司書業務) 氏名 原田 元子

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による) ☒ (チェックボックスに要チェック)

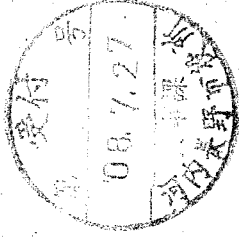
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

令和8年7月27日

使用者 職名 河内長野市教育長 氏名 小川 祥

河内長野市長殿



様式第9号（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第34条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。

（1）「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

（2）「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の變形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数については、協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

（3）「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の變形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超え、1年単位の變形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することのできる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。

5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であること）に留意すること。なお、労働させることができる日数を記入すること。

6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。

7 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていないにもかかわらず、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

10 本様式で記入部分がない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することと差し支えない。

（備考）

1 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記し、届出する場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

2 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届ける場合においては、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数に上つていて任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）」とあるのは「委員会の委員の半数に上つていて任期を定めて指名した労働者の過半数を代表する者の場合」とあり、委員の氏名を記入することとし、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入することとし、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合には、当該労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

3 労働時間等の協定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等協定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等協定改善委員会の決議として届ける場合においては、委員の5分の4以上の多数により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等協定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）」の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することとし、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合には、当該労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。